

認知症高齢者鉄道事故裁判を考える

岡山県立大学教授

増田 雅暢



的な反応が多かつた。他方、監督義務者の認定判断はケースバイケースであり、具体性に欠けるとの指摘もある。

三審とも異なる判決

本年3月1日、最高裁が、社会保障に関する注目すべき判断を出した。この裁判は、認知症の男性（当時91歳）が徘徊して列車にはねられた事故について、家族が監督義務を怠ったとして、鉄道会社（JR東海）が、男性の家族（妻と子ども）に対して、振替輸送代や事故処理の人物費等の経費720万円の損害賠償を求めたものであった。

一審（名古屋地裁）では、男性の妻と長男を監督義務者と認定し、その義務を果たさなかったとして両者に損害賠償命令を出

した。二審（名古屋高裁）では、男性の妻だけを監督義務者と認定する一方で、鉄道会社にも相

点から、本件を考えてみたい。

どのように在宅介護が行われたのか

鉄道事故を起こして死亡した高齢者Aを中心に家族関係を整理すると、次のとおりであった。Aは、事件当時85歳の妻Bと一緒に居していた。子どもは、長男C、二男D、二女E、三女Fの4人で、いずれも別居であった。

Aは、不動産仲介業を営んでいたが、80代半ばころから認知症の症状が出始めた。平成14年3月頃、妻Bや横浜市に住んでいた長男C、介護の仕事についていた三女Fの間で、Aの介護に

応の責任があるとしたので、賠償額は半分となつた。最高裁は、妻と長男を監督義務者とは認めず、賠償責任はないとして、鉄道会社の請求を棄却した。一審、二審、最高裁で、それぞれ判断が異なる結果となつた。

一審判決が出た当時は、「家族介護者は認知症者を24時間監視していないといけないのか」、「在宅で介護はできなくなる」と多くの批判が出された。最高裁判決については、「家族介護者の大変さを理解していただきたい。家族の救いになる」と好意

関する話し合いが行われた。同居のBは80歳過ぎで、一人での介護は困難であるとし、Cの妻Gが、横浜市から単身で愛知県大府市のAB夫婦の家の近くに転居し、毎日AB宅に通つて、BとともにAの在宅介護にあたることとなつた。Gの転居先は、長男Cが将来の両親の介護のためにA所有の土地にBとの共有名義で建てた家であつた。Cは、Gは長男の嫁であり、Aの介護は当然のことであると考えた。C自身も、月に1、2回は愛知県に行って状況を把握した。Bは高齢で虚弱であつたことから（平成18年に要介護1の認定を受けた）、長男Cの妻GがAの在宅介護の担い手であった。

Aの認知症は、時を経て悪化していった。平成14年8月には要介護1の認定、同年10月にはアルツハイマー型認知症との診断、同年11月には要介護2の認定、平成15年には見当識障害や記憶障害が出現、外出願望が強く、平成17年と18年には計2回外出して行方不明になる事件が

起きた。そこで、玄関にセンサー付きチャイムを設置。平成19年2月には要介護4の認定。入浴や食事が一人でできず、トイレの場所も把握できず所構わぬ排尿してしまう傾向あり、という重度の認知症症状となつた。

要介護4の認定を受けた頃、C、F、Gの間でAの介護の在り方について話し合いが行われた。施設入所については、介護に詳しい三女F（特養勤務、介護福祉士）から、特養は希望者が多いため入居に2、3年かかる、Aは家族の見守りにより自宅で過ごす能力がある、特養に入ればAの混乱はさらに悪化するという助言もあり、従前と同じ介護（BとGによる在宅介護）を続けることとなつた。

介護保険サービスの利用状況は、平成14年10月頃からデイサービスを週1回利用し、本件事件当時は、日曜日を除く週6回利用していた。Gは、Aがデイサービスに行かない日は朝から就寝まで、デイサービスの日は朝と夕方から就寝まで、Aの

介護や家事を行つた。Gがいたので、ホームヘルパーは利用しなかつた。

さまでまな論点

このように重度の認知症高齢者Aの在宅介護は、妻Bと長男の妻Gにより担われたが、長男の妻Gが横浜市から義父母のいる大府市に転居して毎日介護にあたるという「献身さ」がなければ成立しなかつたであろう。Gは、夫である長男Cと、いわゆる「介護別居」を5年間以上

要介護高齢者の介護は在宅介護を第一があるが、要介護者化や家族介護者の負担によつては施設介護方がよい場合がある。本件の場合、Aとなり、認知症の症なつた平成19年2月介護の限界点で、施るべき時期であつた養にはすぐに入所しても、介護老人保健施設介護を模索するたであろう。Aは相動産を所有するとと資産だけでも5千万いた。Aの資産が多らず、それが利用さの死後、妻や4人のに相続されたといふ判決や二審判決の裁にも影響を与え、妻害賠償を認めたのでいう感もある。

要介護高齢者の介護にあたつては在宅介護を第一とする風潮があるが、要介護者の状態の変化や家族介護者の負担の重さなどによつては施設介護を選択した方がよい場合があるであろう。本件の場合、Aが要介護4となり、認知症の症状が激しくなつた平成19年2月頃が、在宅介護の限界点で、施設介護に移るべき時期であつたようだ。特養にはすぐに入所できないにしても、介護老人保健施設や認知症対応の有料老人ホームなど、施設介護を模索することもできたであろう。Aは相当多数の不動産を所有するとともに、金融資産だけでも5千万円を超えていた。Aの資産が多いにも関わらず、それが利用されずに、Aの死後、妻や4人の子どもたちに相続されたといふ点は、一審判決や二審判決の裁判官の心証にも影響を与え、妻や長男の損害賠償を認めたのではないかという感もある。

長男の嫁Gの介護専念、週6回のデイサービス利用という方法により、施設介護ではなく在宅介護を続けた。こうしたAの在宅介護の仕組みづくりの中心となつたのが長男Cである。したがつて、長期間別居していた等の理由から長男Cの監督義務者性を認定しなかつた最高裁判決本文よりも、「長男Cは監督義務者に準ずる者に該当するが、その義務を怠つたとは言えないから賠償責任は負わない」とする岡部喜代子裁判官の補足意見の方が妥当であると考えられる。

最後に、本件の場合、JR東海が大企業であるので、認知症高齢者による鉄道事故の賠償を家族に求めたことを問題視する見方もあるが、自殺等さまざまな事由から人身事故が多発している状況をみると、家族の監督責任を問う損害賠償請求もやむを得ない。もつとも二審判決にあるように、鉄道会社が鉄道事故を防ぐ最大限の努力を講ず

本件では、男性の妻Bの同居、